

**「令和 7 年度（2025 年度）民間 D X 人材育成事業委託業務」に係る
公募型企画コンペ実施要領**

1 業務名称

令和 7 年度（2025 年度）民間 D X 人材育成事業委託業務

2 業務趣旨

県内企業・団体における D X 人材を育成し、企業等での D X 実装の実現に結びつけるもの。

3 委託業務の概要

（1）内容

別紙「令和 7 年度（2025 年度）民間 D X 人材育成事業委託業務仕様書」のとおり

（2）委託期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）まで

（3）委託限度額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

（4）対象経費

別紙「令和 7 年度（2025 年度）民間 D X 人材育成事業委託業務仕様書」の「5 委託業務に係る対象経費」に記載する一切の経費。

4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 戦略推進班

TEL：096-333-2469

E-mail：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体として本企画コンペに参加する応募者の場合は、全ての構成員について同様とする。

- （1）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。**

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

6 実施スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和7年（2025年）4月21日（月）
(2) 質問書の提出期限	令和7年（2025年）5月 2日（金）正午
(3) 質問書の回答期限	令和7年（2025年）5月14日（水）
(4) 参加表明書提出期限	令和7年（2025年）5月21日（水）
(5) 企画提案書提出期限	令和7年（2025年）5月23日（金）正午
(6) 書類審査（※）	令和7年（2025年）5月29日（木）
(7) ヒアリング審査	令和7年（2025年）6月 6日（金）午後
(8) 選定結果通知	ヒアリング後1週間以内を予定
(9) 契約	令和7年（2025年）6月下旬予定

（※）応募多数の場合実施

7 応募手続き

(1) 質問書の提出

①質問書の提出方法

- ・本企画コンペに関する質問は、公募要領に関する質問書（様式1）により電子メールにより提出すること。
- ・メール送信時、件名に「民間DX人材育成事業委託業務質問書」と付記すること。

②提出期限

令和7年（2025年）5月2日（金）正午（必着）

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④質問者への回答

令和7年（2025年）5月14日（水）までに、県ホームページにおいて回答を公表するとともに、質問者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

本企画コンペへの参加表明にあたり、以下の書類を電子メールにて送付すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 登記事項証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書）

オ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないことの証明書（写し可）

※補足1）令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エ、オの書類を省略可能。

※補足2）共同企業体として参加する応募者の場合は、参加表明書（様式2）及び誓約書（様式4）の提出者は代表となる構成員が担うものとし、会社概要（様式3）のその他特記事項に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記エ、オの書類については、※補足1）の扱いに準じる。

②提出期限

令和7年（2025年）5月21日（水）正午（必着）

③提出先

「4 担当部局」に同じ

④参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

ア 企画提案書

本要領「7（3）⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

- a) 電子データ（PDFファイル形式）とし、日本工業規格A4判で10枚以内（表紙、積算書は除く）、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。
- b) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。
- c) 企画提案書表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先（電話番号／メールアドレス）」を記載すること。

イ 積算書（任意様式）

- a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。
- b) 見積詳細については、別紙「令和7年度（2025年度）民間DX人材育成事業委託業務仕様書」中の「4 業務内容」に定める（1）～（4）の業務ごとに内訳を記載すること。但し、提案内容に応じて業務項目の追加を認める。
- c) 企画提案書の最終ページの後に添付すること。

ウ 事業者の取組に関する申出書（様式5）

熊本県中小企業振興基本条例、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に該当する場合は、「事業者の取組に関する申出書」（様式5）に掲げる書類を添付すること。

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出期限

令和7年（2025年）5月23日（金）正午

※行政業務支援システムにより提出すること。

なお、参加表明書に記入された電子メールアドレスを登録することにより、当該システムを利用できるようにする予定。

④提出部数等

1 ファイル

⑤企画提案内容

企画提案書は次の構成とする。

ア 会社アピール

イ 仕様書に沿った提案

次の構成で提案すること。（※印の提案を盛り込むこと）

a) 研修会・成果報告会の企画・運営

※研修会3回のカリキュラム及び成果報告会の内容

※講師、アドバイザーのプロフィール

※「デジタル改善プラン」の項目・構成案

※会場

※研修会（3回）、成果報告会（1回）のスケジュール

b) 参加企業のフォローアップ

※各研修会終了後の質疑対応、「デジタル改善プラン」の作成及び成果報告会でのプレゼンテーションに係る支援の内容（支援体制、手法、回数等）

c) 参加企業の募集

※参加企業募集方法（具体的な募集手法、広報媒体、スケジュール等）

※その他効果的な企業の応募につながるネットワーク、業務経験等があれば記載する

こと

d) その他

※くまもとDX推進コンソーシアムホームページに掲載する記事の構成案

※仕様書に記載されている事柄以外で本委託業務の目的に資する提案があれば追加で記載すること

ウ 業務遂行能力のアピール

業務実施体制等について記載すること。(※印の提案を盛り込む)

※業務実施体制

※本委託業務全体のスケジュール

※本委託業務と同様の業務実績があれば記載すること

エ 積算書(任意様式)

a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。

b) 内訳を業務項目ごとに詳細(人件費、物品購入費、資料作成費等)に記載すること。

c) 企画提案書の最終ページに添付すること。

8 最適提案者の選定方法

(1) 選定方法

企画コンペ方式とする。提出された企画提案書を、県庁内に設置する審査会において審査を行い、県が最適提案者を決定する。

応募多数の場合は、令和7年(2025年)5月29日(木)に書面にて一次審査を実施し、その結果及び二次審査のスケジュールを令和7年5月30日(金)に、書面(紙面もしくは電子データ)で通知する。

二次審査は令和7年(2025年)6月6日(金)にプレゼンテーション形式で実施し、審査後1週間以内に選定結果を書面(紙面もしくは電子データ)で通知する。

(2) 審査基準・加点項目

審査基準は別表「審査基準表」のとおり。

各審査員の評価点の平均(各審査員の評価点の合計を審査員数で除した点数:100点満点)と加点項目(最大5点)を合算した点数を総合評価点とし、総合評価点が最も高い提案者を最適提案者とする。

ただし、総合評価点が採用基準点(50点)に満たない場合は、採用しない。

なお、加点項目については、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨及び持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づき、以下の表のとおりとする。該当状況については、提出書類「事業者の取組に関する申出書」(様式5)により評価する。

・熊本県中小企業振興基本条例に定める中小企業者又は小規模企業者であること	5項目のうち1項目該当する場合は1点、2項目該当する場合は3点、3項目以上該当する場合は5点
・熊本県ブライト企業の認定を受けていること	
・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること	
・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること	
・熊本県SDGs登録制度に登録していること、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	

（３）ヒアリング審査の実施

①ヒアリング実施日

令和7年（2025年）6月6日（金）

②ヒアリング方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。ヒアリングは非公開とする。実施時間は別途連絡する。

また、オンラインによるヒアリングも可能とする。オンラインを希望する場合は6月3日（火）までにその旨を申し出ること。

（４）審査結果通知

審査結果は、参加者に書面で通知する。

9 契約

（１）契約

審査会で最適提案者として選定された者と県との協議により契約を締結する。但し、協議が整わない場合、あるいは最適提案者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する。

（２）契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。但し、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

1 0 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

＜熊本県ホームページ＞

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/26/233135.html>

1 1 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) 企画コンペへの参加、企画提案書の作成・提出及び選考に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (8) 審査で最高位の評価を受けた者が「5 参加資格」を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、審査会において次点とされた提案者と契約交渉を行うものとする。）
- (9) 審査で最高位の評価を受けたものを受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 参加者が1社のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (11) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

1 2 問合せ先

「4 担当部局」に同じ

(別表)

審査基準表

項 目	内 容	配 点
ア 企画提案 (75点)	① 研修会・成果報告会の企画・運営 ・事業目的の達成につながり、受講者の自発的な学びを促すカリキュラムになっているか ・事業目的を達成するために適した講師・アドバイザー案、会場案となっているか ・「デジタル改善プラン」の項目は、事業終了後の実装に繋がる構成となっているか ・ホームページへの掲載記事案は、事業成果を広く周知・波及する構成となっているか ・D X推進状況の診断は、事業効果を客観的かつ明確に示すものとなっているか ・その他、本業務の目的達成に資する独自提案があるか	35
	② 参加企業の募集 ・効果的な参加者募集の手法か ・事業の趣旨に適した企業の募集に繋がる県内企業とのネットワークを有しているか	10
	③ 参加企業のフォローアップ ・「デジタル改善プラン」の作成及び成果報告会の準備に係る支援の内容(体制、手法、回数等)は効果的なものか ・受講者からの個別相談への対応体制、手法等が効果的なものか	30
イ 業務実施体制 (25点)	・事業実施に十分な体制が確保されているか(経験や実績を有する者がアサインされるか、あるいは有効な連携が予定されているか) ・本業務が円滑に運営できるスケジュール案となっているか ・本委託業務と同様の業務実績があるか	25
計		100